

防災業務計画

～災害対策基本法に基づく緊急物資輸送に関して～

フジトランスポート株式会社

目次

第1章 総則	1
第1条 (計画の目的)	1
第2条 (基本方針)	1
第2章 防災体制の確立	1
第3条 (災害対策本部の設置)	1
第4条 (災害対策本部の構成員及び職務)	1
第5条 (災害対策本部の業務)	1
第6条 (災害対策本部の組織運営等)	2
第3章 災害予防に関する事項	2
第7条 (本社工屋の防災機能の向上)	2
第8条 (関係機関等との連携)	2
第9条 (通信手段の確保・整備)	2
第10条 (防災教育・訓練の実施)	2
第4章 災害応急対策に関する事項	3
第11条 (災害応急対策の重点)	3
第12条 (災害に関する情報の収集)	3
第13条 (災害発生時の連絡)	3
第14条 (人員把握及び動員計画)	3
第15条 (緊急輸送計画)	3
第5章 災害復旧に関する事項	3
第16条 (災害復旧の実施の基本方針)	3
第17条 (災害復旧計画及び実施)	3
第6章 計画の修正	4
第18条 (計画の修正)	4

第1章 総則

第1条 (計画の目的)

フジトランスポート株式会社防災業務計画～災害対策基本法に基づく緊急物資輸送に関して～(以下、「本計画」という。)は、フジトランスポート株式会社(以下、「当社」という。)が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2条 (基本方針)

当社は本計画の実施にあたり、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等(以下、「関係機関等」という。)との緊密な連絡調整のもと、相互に連携を図りながら、災害対策を遂行するものとする。

第2章 防災体制の確立

第3条 (災害対策本部の設置)

防災対策を的確かつ迅速に実施するため、当社は必要に応じ、災害対策本部を本社に置く。

第4条 (災害対策本部の構成員及び職務)

災害対策本部の構成員及びその職務は次のとおりとする。

- (1) 本部長： 管理本部長を本部長とし、本部長は災害対策本部を総括する。ただし、本部長が執務することができない場合は次号に定める副本部長が執務を代行する。
- (2) 副本部長： 各部の部長を副本部長とし、本部長を補佐する。
- (3) 本部員： 本部長及び副本部長が任命するものとし、対策本部の運営を行う。

第5条 (災害対策本部の業務)

災害対策本部は、次の業務を行う。

- (1) 政府からの要請に基づく緊急物資輸送の手配を行うこと。
- (2) 緊急物資輸送を行うに必要な情報を関係機関等から収集し、緊急物資輸送を依頼する指定公共機関等に対し、的確かつ迅速に安全に関する情報を提供すること。
- (3) その他、防災対策に関し必要とされる業務を行うこと。

第6条（災害対策本部の組織運営等）

- 1 本部長は、災害の状況に応じて、災害対策本部の組織、分掌並びに要員の配置を定める。
- 2 災害対策本部は、災害が復旧しその使命を完了したときに、本部長が解散する。

第3章 災害予防に関する事項

第7条（本社社屋の防災機能の向上）

大規模災害の発生時において、本社社屋及び主要支店社屋が応急対策の中核拠点としての機能を果たし得るよう、社屋の防災機能の向上等を目指して、以下のような措置を講じる。

- (1) 本社社屋、主要支店社屋の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。また、従業員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、社屋が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。
- (2) 本社、主要支店等に係る通信システムについて、資機材の耐震固定、アンテナ・ケーブルの耐災害性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等を図る。また、当社の保有するコンピューターシステムについて、バックアップ体制の充実、記録媒体の多重化等に努める。
- (3) 当社を統括する中核としての機能を有する本社社屋が、被災し使用できなくなった場合に備えて、代替施設の確保等について検討する。

第8条（関係機関等との連携）

当社は、国が作成した防災基本計画等を踏まえ、平時から国をはじめとする関係機関等との緊密な連携体制を整備する。

第9条（通信手段の確保・整備）

当社は、災害時において、関係機関等及び当社社員との間における情報伝達手段を確保するため、携帯電話及び衛星携帯電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。

第10条（防災教育・訓練の実施）

- 1 防災訓練は、非常時に際し、社員が組織的、機動的に災害応急対策の作業に従事出来るようにするばかりでなく、防災思想の普及徹底のための各店所ごとに警戒、消火、退避等について定期的、具体的に実施しなくてはならない。なお、必要に応じ消防機関の関係者を招き、専門的な事項の習得に努める。
- 2 防災器具の点検は、危険の予防、改善のため定期的に行い、改善の必要がある場合は、

遅滞なく処理し、施設並びに社員の恒久的安全性を確保する。

- 3 防災教育・訓練の実施に関しては、職務分掌規程に定められた部門が適宜担当する。

第4章 災害応急対策に関する事項

第11条（災害応急対策の重点）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には災害の拡大を防止し、または災害の発生を防止するための物資の緊急輸送を実施する。

第12条（災害に関する情報の収集）

前項の施策を円滑に実施するため、関係機関等との情報の交換を密接にする。通信経路の確保については、すべてに優先して努力し、早期復旧を図る。

第13条（災害発生時の連絡）

災害発生時は、被災地に隣接する支店及び営業所を通信拠点とする。当該支店及び営業所は、被災地、本社、その他の関係個所との連絡にあたる。

第14条（人員把握及び動員計画）

各支店及び営業所は、復旧業務の円滑を図るため、出勤可能人員を把握し、災害対策本部の指示に従い出勤計画をたてる。

第15条（緊急輸送計画）

社会経済活動の早期回復のため、関係機関等と連絡をとり、緊急輸送計画を把握し、優先取扱の処置をする。このため緊急輸送の性質上、仕向先、輸送方法の選定、輸送要請量を詳細に検討し適切に任務を遂行しなくてはならない。

第5章 災害復旧に関する事項

第16条（災害復旧の実施の基本方針）

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第17条（災害復旧計画及び実施）

災害の復旧については、応急工事の終了後はすみやかに、復旧計画をたて、これを実施す

るものとする。また、本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第6章 計画の修正

第18条（計画の修正）

本計画は、災害対策基本法第39条その他関係する法令の規定に基づき、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正するものとする。

附 則

（主管部署）

本計画の主管部署は、創夢部とする。

（施行期日）

施行：2020年7月1日 新設

改訂：2024年8月1日 社名変更、副題追加、防災関連規程との整合性